

厚生労働省長崎労働局発表
平成26年9月1日(月)

長崎労働局労働基準部賃金室

賃金室長 田崎 正彦

室長補佐 松本 一喜

電話 095 - 801 - 0033 内線 308

平成26年度長崎県最低賃金が改正されました 「時間額677円」

長崎労働局長(小鹿昌也)は、長崎地方最低賃金審議会(会長 井手瑛智子)から平成26年度長崎県最低賃金の引き上げについて答申を受け、本日、答申通り長崎県最低賃金を改正する旨の官報公示をしました。

長崎県最低賃金は、現在の時間額664円から13円引き上げられ、**平成26年10月1日(水曜日)**から**1時間677円**となります。

13円の引き上げ額は平成22年度以来、また、10月1日発効は平成18年度以来となります。

長崎労働局においては、県下の各労働基準監督署と共に、最低賃金の周知徹底に努めると共に関係機関等に協力をいただきながら周知を図っていきます。

過去5年間の長崎県最低賃金額及び引上げ率

年 度	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
効力発生日	H22.11.4	H23.10.12	H24.10.24	H25.10.20	H26.10.01
最低賃金額	642円	646円	653円	664円	677円
引き上げ額	13円	4円	7円	11円	13円
引上率(%)	2.07	0.62	1.08	1.68	1.96